

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成29年度第6回 東村山市地域包括ケア推進協議会				
開催日時	平成30年2月8日(木) 午後7時00分～午後8時00分				
開催場所	東村山市役所 市民センター1階 会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 山路憲夫会長・鈴木博之会長職務代理・長島浩二委員・萩原明委員・筒井智恵美委員・中島利通委員・葛野章委員・石橋歌子委員・戸部牧子委員・関愛委員・吉田裕委員・松田幸夫委員・池本昇委員・大久保哲朗委員・永嶋昌樹委員</p> <p>(市事務局) 山口俊英健康福祉部長・河村克己健康福祉部次長・進藤岳史高齢介護課長・金野真輔課長補佐・岩崎盛明地域包括ケア推進係長・山岸光香権利擁護係長・小池秀征給付指導係長・鴨志田元子企画保険料係主任・橘尚紀企画保険料係主任・関口香給付指導係主任・花田一幸健康増進課長・江川裕美健康増進課長補佐・新井泰徳地域福祉推進課長・大塚知昭地域福祉推進課主査</p> <p>●欠席者：4名</p>				
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	東村山市情報公開条例第6条第5号に該当するため	傍聴者数	
会議次第	1. 開会 2. 議題 (1) 第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定について(報告) (2) 次期地域包括ケア推進計画(第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)案について 3. その他 4. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部高齢介護課企画保険料係 担当者名：金野 電話番号：042-393-5111(代表)内線3133				

会 議 経 過

1. 開会

2. 議題

- (1) 第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定について（報告）

資料1により、事務局より説明を行う。

○会長

ただいま事務局から、第7期介護保険事業計画におけるサービス利用量見込みと介護保険料の設定について説明があった。

少し捕捉する。答申案に対していただいた委員各位のご意見を踏まえ、私と副会長で答申をまとめ、1月29日に答申した。答申の中身を読み上げて、市長と意見交換した。市長も関心高く、保険料を据え置きにはできたが、今後の後期高齢者の増加を考えると、むしろ地域包括ケアシステムの構築は道半ばであり、更に注力する必要がある、といった意見をいただいた。市長は、答申を踏まえて計画を進めていきたいとのことであった。

このことについてご意見、ご質問はございますか。

○委員

答申については異論ない。

地域密着型通所介護についてなぜ総量規制するのかを伺いたい。サービスの質を高めることと総量規制をすることは別ではないか。事業者間でのパイの奪い合いは確かに生じるが、自由に競争してサービスの質を上げるということもある。事業者として利用者の確保のために質を上げるということが大切だと思う。

また、住民の意識を高めて、例えばサロン活動がNPO団体に発展し通所介護事業を行うということが考えられる。最初に規制されると発展がなくなってしまうのではないか。

○会長

一般論としては競争を高めることが質を高めると言えるが、医療や介護という分野はそうとは言い切れない部分もある。東村山市の場合は通所介護が不足していないため、当面はサービスの質を高めるためのケアマネジメントの質の向上に注力したいという趣旨である。

○委員

例えば諏訪町ゆつとが住民活動としてサロンなどを展開している。そこが通所介護を行おうという機運が持ち上がった際に規制があるとできない。質をあげることは反対しないが、規制が必要なのか。

○事務局

今回の規制に至る背景として、通所介護の供給量の過多がある。通所介護の稼働率は高くない。昨年度の事業者向けアンケートで供給不足とを感じるサービスを伺った結果、通所介護、地域密着型通所介護の希望は、全サービス中少ないほうから3, 4番目であった。居宅介護支援事業者等の事業者からも増が必要と考えられていない。

地域活動から通所介護への発展について否定するわけではない。住民主体の活動そのものは支援していきたい。

計画期間中に見直しが必要になった場合には、協議会に諮っての見直しをお願いする。

○会長

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2を対象とした通所サービスである。住民主体の活動は進めるべきであると思うが、それについても規制する考えであるのか。基準緩和型の通所サービス事業はどうか。

○事務局

資料2-1の3段落目のおり、従来の介護予防給付の通所介護、つまり国基準型の通所型サービスについては規制する。住民主体の活動や短期集中型の通所介護は積極的に進める。

○委員

資料2-2に、東大和市ふれあいデイセンターひかり苑とあるが、東大和市にあるのか。

○事務局

富士見町にある特別養護老人ホームひかり苑に併設している。名称は東大和市とあるが、東村山市内の事業所である。

○会長

サービス利用量見込みと介護保険料の設定については報告のとおりに進めていただく。計画の本文については次の議題で扱う。

(2) 次期地域包括ケア推進計画（第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）案について

資料2により、事務局より説明を行う。

○会長

ただいま事務局から次期地域包括ケア推進計画案について説明があった。このことについてご意見、ご質問はあるか。

○会長

63 ページに参考として、平成 37 年度の保険料基準月額 7,964 円とあるが、今までも平成 37 年度の数字を載せていたか。

○事務局

第 6 期から 2025 年の保険料を推計し掲載している。第 6 期は 37 年度 8,270 円と推計されていた。それに比べると推計としては下げることができた。

○委員

地域密着型通所介護は、総量規制を行うから利用人数 784 人が維持されるということか。本来的には要介護認定者数が増えれば利用者が増えるものではないのか。

○事務局

直近の利用実績から 784 人と設定している。この数字は保険料推計で扱う理論上の数値であり、実際には稼働率や利用回数の影響もあるため、事業所の総量を規制しても利用者数が伸びる余地は一定程度あるものと考えている。

○会長

それでは、本日出された意見を踏まえ、第 7 期計画の案をまとめていただくということで、皆様よいか。

3. その他

4. 閉会